

## 改定率の改定の経緯について

平成16年改正前の法の定めた 基礎年金の額(満額)	804,200									
平成16年改正後の法の定めた 基礎年金の額(満額)	780,900									
年度	27	28	29	30 改正	1	2	3 改正	4		
前年度の(国民年金法 としての)改定率	特例水準	0.961								
	本来水準	0.985	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	
物価変動率 (1) ※1	1.027	1.008	0.999	1.005	1.01	1.005	1	0.998		
名目手取り賃金変動率 (2) ※2	1.023	0.998	0.989	0.996	1.006	1.003	0.999	0.996		
適用基準 (1)or(2) ※3	1.023	1	0.999	1	1.006	1.003	0.999	0.996		
物価スライド特例措置 による特例水準の段階的解消 に伴う最終年度の調整率	0.995									
公的年金被保険者数の変動率=A	0.994	0.996	0.998	1	1.001	1.002	1.002	1.001		
平均余命の伸び率(定率)=B	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997		
マクロ経済スライドによる スライド調整率=C=A×B	0.991	0.993	0.995	0.997	0.998	0.999	0.999	0.998		
マクロ経済スライドによる 特別調整率(キャリアオーバー) ※4	1									
算出率= ※5 名目手取り賃金変動率(or 物価変動率)×スライド調 整率×前年度の特別調整 率				0.993	1.001	1.002	0.998	0.993		
年金額の改定率 (前年度の改定率は未反映)	特例水準	1.009								
	本来水準	1.014	1	0.999	1	1.001	1.002	0.999	0.996	
当該年度の(国民年金法 としての)改定率 (前年度の改定率を反映)	特例水準	0.97								
	本来水準	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	0.996	
当該年度の基礎年金の額 (満額)	特例水準	780,100								
	本来水準	780,100	780,100	779,300	779,300	780,100	781,700	780,900	777,800	

赤字はマクロ経済スライドが発動された際の調整率

青字はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率

下線の場合はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率(これを特別調整率と言います)。従って、未調整となった調整率の累計は▲0.1%(令和3年度分)+▲0.2%(令和4年度分)=▲0.3%(0.997)となりました。二重線の場合(つまり、1)はマクロ経済スライドが発動された場合を指し、調整率が次年度以後に繰り越されなかったことを意味します。なお、令和1年度は前年度の調整率(特別調整率となった0.997)と当年度の調整率0.998が合わせて発動されて、繰り越された前年度分が解消されました。

※1	国民年金法において物価変動率について述べている条文は、名目手取り賃金変動率について述べている第27条の2第2項の中で、名目手取り賃金変動率を算出するための指数のひとつである物価変動率について述べている第27条の2第2項第1号となります。
※2	国民年金法において名目手取り賃金変動率について述べている条文は、第27条の2第2項となります。
※3	① 物価>賃金 ≧1 の場合は名目手取り賃金変動率 ≧となっているケースとしては、平成19年度の名目手取り賃金変動率=1があります。 ② 物価>1>賃金 の場合は1 ③ 1≧物価>賃金 の場合は物価変動率 ≧となっているケースとしては、平成20年度、平成25年度及び令和3年度の物価変動率=1があります。 ただし、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合のみの適用基準です。さらに、これら①から③までの基準は令和2年度までのものです。 令和3年度からの「年金額の改定ルール」の施行により、支え手である現役世代(保険料を負担している世代)の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合でも、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されたことにより、①の場合は言うまでもなく、②及び③の場合でも名目手取り賃金変動率が適用されることになります。令和3年度が正にその通りになりました。改正前までであれば、上記③に当てはまり物価変動率での改定でしたが、改正後は、同法第27条の4第2項により、1>賃金の場合であるので、新規裁定では名目手取り賃金変動率、さらに同法第27条の5第2項第2号により、物価>賃金かつ1>賃金の場合であるので、既裁定でも名目手取り賃金変動率をもって改定されることになっています。
※4	特別調整率(キャリアオーバー)は平成30年度からの施行です。
※5	算出率はマクロ経済スライドによる特別調整率を算出するための指標で、国民年金法第27条の4第1項及び同法第27条の5第1項に規定されています。名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率=算出率ですが、さらに、この算出率を使って、当年度の特別調整率を求めることになります。その計算式は、<(名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率)/名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率=当年度の特別調整率(ただし、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合には、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となります)>となります。なお、この計算式をよく見ると、最終的に、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率が分子と分母にあることから消えて、つまり1になって、残るのは1/前年度の特別調整率となります。そして、毎年度、特別調整率を改定するということから、前年度の特別調整率×(1/前年度の特別調整率)=1となって、改定後、つまり当年度の特別調整率は1となります。1になるというのは、要するに、(スライド)調整率の次年度以後への繰り越しがなかったことを意味します。令和1年度及び2年度が該当します。ただし、上記しましたように、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合で、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となる場合には、(スライド)調整率が次年度以後に繰り越されたことを意味するわけです。平成30年度、令和3年度及び令和4年度が該当します。